

令和6年能登半島地震伴う 住宅の応急修理費制度について（災害救助法）

この度の災害に際し、被災された方に、心よりお見舞い申し上げます。
災害救助法に基づき、被害認定を受けた世帯に対し、日常生活に必要な
不可欠な最小限度の部分の応急的な修理を行う制度です。

■対象者（世帯）

- ・大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊の「住宅」被害の
り災証明を受けた者
- ・自らの資力では応急修理をできない者

■応急修理の範囲

「住宅」の屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の
配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に欠くことのできな
い、緊急に応急修理を行う必要な部分に限ります。

（畳や壁紙等のみの張り替えや家電製品は対象外です。）

■応急修理の限度額（1世帯あたり）

- ①大規模半壊、中規模半壊、半壊 …… 706,000円以内
 - ②準半壊 …… 343,000円以内
- ※準半壊に至らない場合は、対象外となります。

■申込み提出必要書類（工事着手前に提出してください。）

- ・災害救助法の住宅の応急修理申込書（様式第1号）
- ・資力に関する申出書（様式第2号）
- ・り災証明書（加賀市税料金課にて申請・交付）
- ・工事施工前の被害状況が分かる写真
- ・修理見積書（様式第3号）

■手続きの流れ 別紙 図1を参照してください。

■完了期限 令和6年1月1日から12カ月以内（R6.12.31まで）

問い合わせ先（書類提出先）

加賀市役所 建設部 建築課

〒922-8622 加賀市大聖寺南町二41番地

TEL:0761-72-7934 FAX:0761-72-7212